

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第42号

### 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>職員の旅費等に関する条例</u></p> <p>目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則(第31条 <u>第34条</u>) 附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職(以下この条において「<u>一般職</u>」という。)に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員(地</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の旅費に関する条例</u></p> <p>目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則(第31条 <u>第33条</u>) 附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条</p>

方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに非常勤職員（一般職に属するものに限る。）に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4及び5 略

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができた者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行なう権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4及び5 略

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員であって人事委員会が定めるものに、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令

7 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 略

12 略

13 略

14 略

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行における車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

(日当)

第18条 略

2 日当は、次に掲げる旅行をした場合に支給する。

(1) 県内以外の地域における旅行で、当該旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。)が1以上であるもの

(2) 1日の旅行(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)で、用務終了後帰着する時刻が午後9時(人事委員会の定める旅行にあっては、人事委員会の定める時刻)以降となるもの(前号に掲げる旅行を除く。)

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲地方(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。) 1夜につき10,900円

(2) 乙地方(前号及び次号の地域以外の地域をい

等を発し、又はこれを変更することができる。

7 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～11 略

12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。

13 略

14 略

15 略

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行にあっては、人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額により算定した額による。

(日当)

第18条 略

2 日当は、県内以外の地域において旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。第26条第1項において同じ。)が1以上である旅行をした場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 甲地方(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。次号において同じ。) 1夜につき10,900円

(2) 乙地方(甲地方以外の地域をいう。次項にお

<p>う。次項において同じ。) 1夜につき9,800円</p> <p>(3) <u>鳥取県の区域内</u> 1夜につき8,200円</p> <p>2及び3 略</p> <p>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第26条 県内以外の同一地域内における旅行(第18条第2項各号に掲げるものに限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(非常勤職員の費用弁償)</p> <p>第33条 <u>非常勤職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の費用弁償の支給方法については、職員に対する旅費の支給に関する規定を準用する。</u></p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第34条 略</p>	<p>いて同じ。) 1夜につき9,800円</p> <p>2及び3 略</p> <p>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第26条 県内以外の同一地域内における旅行(旅行中の夜数が1以上のものに限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第33条 略</p>
---	--

(証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例(昭和45年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、<u>職員の旅費等に関する条例(昭</u></p>	<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条</u></p>

<p>和45年鳥取県条例第48号)の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第3条 費用弁償の支給の方法については、<u>職員の旅費等に関する条例</u>の適用を受ける者の例による。</p>	<p>例(昭和45年鳥取県条例第48号)の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第3条 費用弁償の支給の方法については、<u>職員の旅費に関する条例</u>の適用を受ける者の例による。</p>
---	---

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費等に関する条例</u>(昭和45年鳥取県条例第48号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>	<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>職員の旅費に関する条例</u>(昭和45年7月鳥取県条例第48号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。